

第 113 回丹波市議会定例会

自 令和 2 年12月 7 日

至 令和 3 年 1 月14日

議案審議資料

(No. 3)

【目次】

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ①議案第 1 号 (丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例制定) | ・・・ 1～7 |
|---------------------------------------|---------|

議案第1号

丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立水分れ資料館を改修し、令和3年3月にリニューアルオープンすることに伴い、施設の名称を丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムに変更し、氷上回廊をとりまく豊かな自然や文化等に関する情報を収集、保存及び展示等するため、新たに丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムを設置する条例を提案するものである。

2 条例の概要

(1) 名称及び位置 (第2条)

名称	位置
丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム	丹波市氷上町石生1155番地

(2) 事業 (第3条)

ア 氷上回廊をとりまく豊かな自然や文化等に関する情報を収集、保存及び展示並びに普及活動及び教育活動を行うこと。

イ 博物館の利用に関し、必要な説明及び指導を行うこと。

ウ 上記に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

(3) 観覧料 (第5条)

観覧料 (消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人 (高校生以上)	210円	100円	団体は20人以上で、引率者がある場合
小・中学生	100円	50円	

備考 学齢に達しない者は、無料とする。

(4) 使用料 (第11条)

施設使用料 (消費税含む。)

室名	単位		金額	
	時間	冷暖房	市内	市外
多目的スペース	1時間	使用	310円	520円
		未使用	210円	410円
交流ギャラリー	1時間	使用	470円	780円
		未使用	310円	620円

備考

1 「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。

2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の施設使用料を適用する。

(5) 運営委員会 (第16条)

3 施行日

令和3年3月20日

準備行為に関する規定は、公布の日から施行する。

4 附則により改正する条例

(1) 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
(平成16年丹波市条例第41号)

(2) 丹波市立歴史民俗資料館条例 (平成16年丹波市条例第98号)

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和2年3月10日条例第25号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和2年3月10日条例第25号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
《省略》				《省略》			
歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
氷上回廊水 分れフィー ルドミュー ジウム運営 委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	氷上回廊水 分れフィー ルドミュー ジウム運営 委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
柏原藩陣屋 跡整備委員 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	柏原藩陣屋 跡整備委員 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
三ッ塚廃寺 跡整備委員 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	三ッ塚廃寺 跡整備委員 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
黒井城跡整 備委員会委 員	大学教授、准教授	1回	20,000	黒井城跡整 備委員会委 員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

丹波市立歴史民俗資料館条例（平成16年丹波市条例第98号）新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>○丹波市立歴史民俗資料館条例 平成16年11月1日 条例第98号 最終改正 平成31年3月7日条例第20号 （名称及び位置） 第2条 丹波市立歴史民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○丹波市立歴史民俗資料館条例 平成16年11月1日 条例第98号 最終改正 平成31年3月7日条例第20号 （名称及び位置） 第2条 丹波市立歴史民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館</td> <td>丹波市柏原町柏原672番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立水分れ資料館</td> <td>丹波市氷上町石生1155番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立青垣歴史民俗資料館</td> <td>丹波市青垣町佐治114番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日歴史民俗資料館</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日郷土資料館</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立市島民俗資料館</td> <td>丹波市市島町上田1134番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館	丹波市柏原町柏原672番地	丹波市立水分れ資料館	丹波市氷上町石生1155番地	丹波市立青垣歴史民俗資料館	丹波市青垣町佐治114番地	丹波市立春日歴史民俗資料館	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立春日郷土資料館	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立市島民俗資料館	丹波市市島町上田1134番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館</td> <td>丹波市柏原町柏原672番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波市立青垣歴史民俗資料館</td> <td>丹波市青垣町佐治114番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日歴史民俗資料館</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日郷土資料館</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立市島民俗資料館</td> <td>丹波市市島町上田1134番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館	丹波市柏原町柏原672番地			丹波市立青垣歴史民俗資料館	丹波市青垣町佐治114番地	丹波市立春日歴史民俗資料館	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立春日郷土資料館	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立市島民俗資料館	丹波市市島町上田1134番地
名称	位置																												
丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館	丹波市柏原町柏原672番地																												
丹波市立水分れ資料館	丹波市氷上町石生1155番地																												
丹波市立青垣歴史民俗資料館	丹波市青垣町佐治114番地																												
丹波市立春日歴史民俗資料館	丹波市春日町黒井496番地2																												
丹波市立春日郷土資料館	丹波市春日町黒井496番地2																												
丹波市立市島民俗資料館	丹波市市島町上田1134番地																												
名称	位置																												
丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館	丹波市柏原町柏原672番地																												
丹波市立青垣歴史民俗資料館	丹波市青垣町佐治114番地																												
丹波市立春日歴史民俗資料館	丹波市春日町黒井496番地2																												
丹波市立春日郷土資料館	丹波市春日町黒井496番地2																												
丹波市立市島民俗資料館	丹波市市島町上田1134番地																												
<p>（事業） 第3条 丹波市立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、次の事業を行う。 （1）郷土の歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査研究、収集、保存、展示及び啓発事業を行うこと。 （2）資料館の利用に関し、必要な説明及び指導を行うこと。 （3）報告書、解説書、案内書等の刊行物を発行すること。 （4）文化財等の復元及び修理作業を行うこと。 （5）その他必要な事項 <u>（使用の許可）</u> 第5条 丹波市立水分れ資料館の研修室を使用しようとする者は、あらかじめ丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、資料館の管理上必要な条件を付することができる。 <u>（使用許可の制限）</u> 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。 （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 （2）資料館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 （3）その他教育委員会が管理上支障があると認</p>	<p>（事業） 第3条 丹波市立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、次の事業を行う。 （1）郷土の歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査研究、収集、保存、展示及び啓発事業を行うこと。 （2）資料館の利用に関し、必要な説明及び指導を行うこと。 （3）報告書、解説書、案内書等の刊行物を発行すること。 （4）文化財等の復元及び修理作業を行うこと。 （5）その他必要な事業</p>																												

めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(特別設備の制限)

第8条 使用者は、資料館を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備え付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その損害の責めを負わないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(入館料及び使用料)

第10条 資料館の入館料及び使用料(以下「使用料等」という。)は、別表に定めるとおりとし、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があるとして後納を認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示の場合の使用料等は、教育委員会が別に定める。

(使用料等の免除)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料等を免除することができる。

(使用料等の還付)

第12条 既に納めた使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により使用の中止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(入館料_____)

第5条 資料館の入館料_____は、別表に定めるとおりとし、前納しなければならない。ただし、市長_____が特別の理由があるとして後納を認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示の場合の入館料_____は、市長_____が別に定める。

(入館料_____の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の入館料の全部又は一部を免除することができる。

(入館料_____の還付)

第7条 既に納めた入館料_____は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 入館者が施設、備品及び資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第15条 資料館の運営を円滑に行うため、丹波市歴史民俗資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第10条関係）

丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館
入館料

(消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人	210円	150円	団体は20人以上 で、引率者があ る場合
中学生	100円	70円	
小学生	50円	30円	

丹波市立水分け資料館

入館料

(消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人（高校生以上）	210円	100円	団体は20人以上 で、小中学生につ いては引率者があ る場合
小・中学生	50円	30円	

施設使用料

(消費税含む。)

室名	単位		金額	
	時間	冷暖房	市内	市外
研修室	1時間	使用	470円	780円
		未使用	310円	620円

備考

1 「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。

2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の施設使用料を適用する。

丹波市立青垣歴史民俗資料館

入館料

(損害賠償の義務)

第8条 入館者が施設、備品及び資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第9条 資料館の運営を円滑に行うため、丹波市歴史民俗資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第5条関係）

丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館
入館料

(消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人	210円	150円	団体は20人以上 で、引率者があ る場合
中学生	100円	70円	
小学生	50円	30円	

丹波市立青垣歴史民俗資料館

入館料

(消費税含む。)

施設名	金額	備考
資料館	1人 1回 220円	11人以上19人までの場合は、1人増すごとに110円を加算し20人以上の場合は3,300円とする。

丹波市立春日歴史民俗資料館及び丹波市立春日郷土資料館
入館料

(消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人	210円	150円	団体は20人以上で、引率者がある場合
中学生	100円	70円	
小学生	50円	30円	

丹波市立市島民俗資料館
入館料

施設名	金額	備考
資料館	無料	

(消費税含む。)

施設名	金額	備考
資料館	1人 1回 220円	11人以上19人までの場合は、1人増すごとに110円を加算し20人以上の場合は3,300円とする。

丹波市立春日歴史民俗資料館及び丹波市立春日郷土資料館
入館料

(消費税含む。)

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人	210円	150円	団体は20人以上で、引率者がある場合
中学生	100円	70円	
小学生	50円	30円	

丹波市立市島民俗資料館
入館料

施設名	金額	備考
資料館	無料	